

事務連絡
令和元年7月8日

各都道府県 観光担当部局 御中

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 生活衛生担当課 御中

国土交通省観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

ラグビーワールドカップ 2019 等の開催を契機としたイベント民泊ガイドラインの再改訂及び更なる積極的な活用の要請について

イベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為（以下「イベント民泊」という。）については、その旅館業法上の考え方について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（旧健康局生活衛生課）より平成 27 年7月1日及び同年9月1日付け事務連絡によりお示ししたほか、イベント民泊を積極的かつ円滑に実施いただけるよう、イベント民泊を実施する自治体において行うべき手続の内容・手順や留意すべき事項等をまとめた「イベント民泊ガイドライン」を、観光庁観光産業課及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課にて策定し、お示ししたところです。

また、平成 29 年7月10日には、イベント民泊をより有効に活用できるよう、同ガイドラインを改訂し、対象となるイベントを「年数回程度（1回当たり2～3日程度）」とし、反復継続的に行われなければ1年に複数回実施されるイベントにも活用できるようにするなど、自治体の判断で柔軟に活用できるようにしたところです。なお、イベント開催期間が3日を超える場合であっても、各自治体の旅館業法担当部署において、宿泊者の入れ替わりがないこと等により公衆衛生に関する問題がないと判断できる場合には、イベント民泊として取扱うことができます。

今般、ラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模イベントを控え、宿泊施設のニーズが一層高まっていること等を踏まえ、イベント民泊をこれまで以上に有効に活用できるよう、具体的な活用策をお示しするなど、ガイドラインを別添のとおり再改訂しましたので、内容を御了知の上、都道府県におかれては管下市町村等へ周知いただくとともに、イベント民泊の更なる積極的な活用を検討いただくようお願いいたします。